

報告第35号

令和7年12月1日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市議会議長 福原 謙二 様

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分したので、同条第2項
の規定により、これを報告する。

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分する。

令和7年10月29日

尾道市長 平 谷 祐 宏

工事請負契約の変更について

工事請負契約の締結について(令和6年第112号議決)を次のとおり
変更する。

- | | |
|------------------|--|
| 1 工 事 名 | (仮称) 尾道地区学校給食センター新築工事(機械設備) |
| 2 工 事 場 所 | 尾道市高須町地内 |
| 3 工 事 概 要 | 機械設備工事一式 |
| 4 工 事 期 間 | 変更前 議会の議決を経た日の翌日から令和7年11月28日まで
変更後 議会の議決を経た日の翌日から令和7年12月26日まで |
| 5 請 負 金 額 | 4億4,770万円 |
| 6 契 約 の
相 手 方 | 中電工・青山配工(仮称) 尾道地区学校給食センター
新築工事(機械設備) 共同企業体
代表者 尾道市栗原町8574番地1
株式会社中電工尾道営業所
所長 赤 川 哲 也 |
| | 尾道市美ノ郷町三成882番地1
青山配工株式会社
代表取締役 青 山 暢 克 |
| 7 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |

変更理由

建築主体工事の施工時に敷地の地盤が想定外に強固なことが判明したことから、浄化槽を設置するための土工事に時間を要するため、工事期間を変更するものである。

報告第36号

令和7年12月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市議会議長 福 原 謙 二 様

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分したので、同条第2項
の規定により、これを報告する。

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年10月29日

尾道市長 平 谷 祐 宏

工事請負契約の変更について

工事請負契約の締結について(令和6年第100号議決)を次のとおり変更する。

- | | |
|------------------|--|
| 1 工 事 名 | (仮称) 尾道地区学校給食センター新築工事 (建築主体) |
| 2 工 事 場 所 | 尾道市高須町地内 |
| 3 工 事 概 要 | 建築工事一式
鉄骨造2階建
延床面積 2021.85平方メートル |
| 4 工 事 期 間 | 変更前 議会の議決を経た日の翌日から令和7年11月28日まで
変更後 議会の議決を経た日の翌日から令和7年12月26日まで |
| 5 請 負 金 額 | 9億5,150万円 |
| 6 契 約 の
相 手 方 | 佐藤工務店・大宝組建設工事共同企業体
代表者 尾道市高須町3733番地1
株式会社佐藤工務店
代表取締役 大 本 勇 隆

尾道市新浜二丁目5番27号
株式会社大宝組
代表取締役 新 宅 活 巳 |
| 7 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |

変更理由

機械設備工事の工事期間の変更に伴い、機械設備工事と一体的に工事を行うため、建築主体工事の工事期間を変更するものである。

報告第37号

令和7年12月1日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市議会議長 福原 謙二 様

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分したので、同条第2項
の規定により、これを報告する。

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年10月29日

尾道市長 平 谷 祐 宏

工事請負契約の変更について

工事請負契約の締結について（令和6年第101号議決）を次のとおり変更する。

- | | |
|------------------|--|
| 1 工 事 名 | (仮称) 尾道地区学校給食センター新築工事（電気設備） |
| 2 工 事 場 所 | 尾道市高須町地内 |
| 3 工 事 概 要 | 電気設備工事一式 |
| 4 工 事 期 間 | 変更前 議会の議決を経た日の翌日から令和7年11月28日まで
変更後 議会の議決を経た日の翌日から令和7年12月26日まで |
| 5 請 負 金 額 | 1億8,788万円 |
| 6 契 約 の
相 手 方 | 尾道市栗原町8574番地1
株式会社中電工尾道営業所
所長 赤 川 哲 也 |
| 7 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |

変更理由

機械設備工事の工事期間の変更に伴い、機械設備工事と一体的に工事を行うため、電気設備工事の工事期間を変更するものである。

報告第38号

令和7年12月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市議会議長 福 原 謙 二 様

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分したので、同条第2項
の規定により、これを報告する。

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年10月29日

尾道市長 平 谷 祐 宏

工事請負契約の変更について

工事請負契約の締結について(令和6年第102号議決)を次のとおり変更する。

- | | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 工 事 名 | (仮称) 北部認定こども園建設工事(建築主体) |
| 2 | 工 事 場 所 | 尾道市美ノ郷町三成地内 |
| 3 | 工 事 概 要 | 建築工事一式
鉄骨造2階建
延床面積 1545.90平方メートル |
| 4 | 工 事 期 間 | 議会の議決を経た日の翌日から令和7年12月26日まで |
| 5 | 請 負 金 額 | 変更前 5億8,850万円
変更後 5億9,301万6,600円 |
| 6 | 契 約 の
相 手 方 | 三和鉄構建設・田中組建設工事共同企業体
代表者 尾道市高須町5267番地
三和鉄構建設株式会社
代表取締役 中 島 裕一朗

尾道市瀬戸田町宮原529番地2
株式会社田中組
代表取締役 田 中 勝 |
| 7 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |

変更理由

地盤改良工事において想定されていない地中障害物が出現したこと、及び地下水の水量が想定より多いことが判明し、当該障害物を撤去し、止水対策の工事を行う等の必要が生じたため、請負金額を変更するものである。

議案第137号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道の路線を次のように認定することについて、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

整理 番号	路 線 名	起 終 点 点	重要な 経過地
1	西藤90号線	尾道市西藤町字竹之内1823番3地先から 尾道市西藤町字竹之内1833番23地先まで	
2	西藤91号線	尾道市西藤町字竹之内1823番13地先から 尾道市西藤町字竹之内1823番11地先まで	
3	西藤92号線	尾道市西藤町字竹之内1833番20地先から 尾道市西藤町字竹之内1833番13地先まで	

提案理由

西藤町地内の宅地造成に伴い、寄附を受けた道路を市道認定するものである。

議案第138号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
新尾道駅南駐車場、新尾道駅北駐車場、新尾道駅北第二駐車場及び東尾道駅前駐車場
- 2 指定管理者
尾道市東尾道18番地1
おのみちバス株式会社
代表取締役 大 崎 多久司
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

新尾道駅南駐車場、新尾道駅北駐車場、新尾道駅北第二駐車場及び東尾道駅前駐車場について、指定管理者を指定するものである。

議案第139号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
尾道市営住宅及びそれらの共同施設、尾道市営単市住宅及びそれらの共同施設並びに尾道市営特定公共賃貸住宅及びそれらの共同施設
- 2 指定管理者
堀田・誠和共同企業体
代表者 尾道市新浜一丁目9番22号
株式会社堀田組
代表取締役 河 本 泰 行

尾道市新浜一丁目14番11号
株式会社誠和
代表取締役 河 本 一 志
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

市営住宅について、指定管理者を指定するものである。

議案第140号

尾道市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例
案

条例第 号

尾道市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例

尾道市営住宅設置、整備及び管理条例（平成9年条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福田江処住宅の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

老朽化した市営住宅を廃止するための条例改正である。

議案第141号

尾道市長江口観光バス駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案
を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市長江口観光バス駐車場設置及び管理条例の一部を改正
する条例案

条例第 号

尾道市長江口観光バス駐車場設置及び管理条例の一部を改正
する条例

尾道市長江口観光バス駐車場設置及び管理条例（平成13年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「2,040円」を「3,000円」に、「1,530円」を「2,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に駐車場に駐車している観光バスに係る使用料の額については、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

尾道市長江口観光バス駐車場の使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第142号

尾道市火入れに関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市火入れに関する条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市火入れに関する条例の一部を改正する条例

尾道市火入れに関する条例（昭和59年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき又は強風注意報、異常乾燥注意報」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報」に、「ときは」を「場合には」に改める。

付 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

提案理由

林野火災注意報の創設に伴い、林野火災注意報が発令された場合には、火入れを行ってはならないこととするための条例改正である。

議案第143号

尾道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

尾道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第90号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等が行う利用乳幼児の健康診断について、これを省略することができる要件を追加するための条例改正である。

議案第144号

尾道市因島デイサービスセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市因島デイサービスセンター設置及び管理条例の一部を
改正する条例案

条例第 号

尾道市因島デイサービスセンター設置及び管理条例の一部を
改正する条例

尾道市因島デイサービスセンター設置及び管理条例（平成17年条例第264号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「5年間」を「3年間」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

尾道市因島デイサービスセンターの指定管理者を指定する期間を改めるための条例改正である。

議案第145号

尾道市瀬戸田町B&G海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市瀬戸田町B&G海洋センター設置及び管理条例の一部
を改正する条例案

条例第 号

尾道市瀬戸田町B&G海洋センター設置及び管理条例の一部
を改正する条例

尾道市瀬戸田町B&G海洋センター設置及び管理条例（平成17年条例
第266号）の一部を次のように改正する。

第9条第3号を削る。
別表の3 舟艇の表を削る。

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

尾道市瀬戸田町B&G海洋センターの舟艇の貸出し事業を廃止するための
条例改正である。

議案第146号

尾道市公民館条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市公民館条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市公民館条例の一部を改正する条例

尾道市公民館条例（昭和36年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表栗原公民館の項中「尾道市西則末町11番32号」を「尾道市西則末町11番16号」に改める。

付 則

この条例は、令和8年2月1日から施行する。

提案理由

栗原公民館を移転するための条例改正である。

議案第147号

尾道市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

尾道市立幼稚園設置条例（昭和32年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「次」に改め、同条に次の表を加える。

名称	位置
尾道市立百島幼稚園	尾道市百島町498番地

別表を削る。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

高須幼稚園を閉園するための条例改正である。

議案第148号

尾道市消防団条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市消防団条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市消防団条例の一部を改正する条例

尾道市消防団条例（昭和40年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1, 716人」を「1, 450人」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

消防団員の定員について、過去の災害時の対応状況、地域の実情等を勘案して実態に即した定員とするための条例改正である。

議案第149号

尾道市火災予防条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市火災予防条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市火災予防条例の一部を改正する条例

尾道市火災予防条例（平成17年条例第272号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第41条—第46条）」

を

「第3章 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第41条—第46条）」

第3章の2 林野火災の予防（第46条の2・第46条の3）」
に改める。

第40条中「警報」の次に「(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)」を加え、同条第6号を削る。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第46条の2 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、第40条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第46条の3 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第40条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第59条第1項第1号ア中「可燃性液体類(」を「可燃性固体類(」に改める。

第87条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加える。

付 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

提案理由

林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災注意報を創設し、及び当該注意報が発せられた場合における火の使用の制限に係る努力義務の規定を設け、並びに林野火災に係る火災警報又は注意報を発した際の火の使用の制限となる区域を指定することができることとするための条例改正である。

議案第150号

尾道市水道給水条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市水道給水条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市水道給水条例の一部を改正する条例

尾道市水道給水条例（昭和36年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項を次のように改める。

給水装置に異常があった場合の修繕その他の措置（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下この項及び次項において同じ。）は、管理者又は管理者が同条第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行う。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「他の水道事業者等」という。）が修繕その他の措置を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

第9条の2第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「管理者が」を削り、同項を同条第3項とする。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者等が工事の設計及び施行を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

第11条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の水道事業者等」を加える。

第39条の2第2項中「給水装置が、」の次に「管理者又は」を、「修繕」の次に「その他の措置（第9条の2第1項ただし書又は第11条第1項ただし書に規定するときにあつては、他の水道事業者等の施行した工事又は修繕その他の措置を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

提案理由

給水装置の工事等について、災害その他非常の場合には、他の水道事業者又は他の水道事業者から指定を受けた者が行うことができることとするための条例改正である。

議案第 151 号

尾道市公共下水道条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 1 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市公共下水道条例等の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市公共下水道条例等の一部を改正する条例

(尾道市公共下水道条例の一部改正)

第 1 条 尾道市公共下水道条例（昭和 63 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（法第 4 条第 1 項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、その者が工事を行うことができる。

(尾道市御調町公共下水道条例の一部改正)

第 2 条 尾道市御調町公共下水道条例（平成 17 年条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「設計及び」を削り、「除く」の次に「。以下この項において同じ」を加え、「の監理の下において」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（法第 4 条第 1 項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、その者が工事を行うことができる。

(尾道市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部改正)

第3条 尾道市農業集落排水処理施設の管理に関する条例（平成17年条例第220号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第7条第1項に規定する指定工事店でなければ行うことはできない」を「第7条に定めるところによらなければならない」に改める。

付 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

提案理由

排水設備等の新設等の工事について、災害その他非常の場合には、他の公共下水道管理者から指定を受けた者が行うことができることとするための条例改正である。

議案第152号

尾道市立いきいきサロン設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市立いきいきサロン設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市立いきいきサロン設置及び管理条例の一部を改正する条例

尾道市立いきいきサロン設置及び管理条例（平成16年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項本文中「期間」の次に「(以下「指定期間」という。)」を加え、同条第2項中「指定管理者が指定を受けた日」を「指定期間の始期」に、「前項」を「第1項」に、「当該年度」を「当該日の属する年度」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、必要と認めるときは、指定期間を5年間とすることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

指定管理者がいきいきサロンの管理を行う期間について、市長が必要と認めるときは、5年間とすることができることとするための条例改正である。

議案第153号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

条例第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 住登外者宛名番号管理機能 市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって、住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。

(8) 住登外者宛名情報 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報をいう。

第4条第1項中「及び市長」を「、市長」に改め、「特定個人番号利用事務」の次に「並びに市長又は教育委員会が住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務」を加え、同条に次の1項を加える。

4 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1

項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名情報であって自らが保有するものを利用することができる。

第6条中「若しくは第3項」を「から第4項まで」に改める。

別表第1に次のように加える。

6 市長又は教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
-------------	---

別表第2の1 市長の項中

「

児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの

」

を

「

児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

に改め、同表2 市長の項中

「

児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの

」

を

「

児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

に改め、同表3 市長の項中

「

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律

第30号) による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報
(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。) であって
規則で定めるもの

を
「

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律
第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報
(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。) であって
規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に改め、同表4 市長の項中

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

を
「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に改め、同表5 市長の項中

「

尾道市営単市住宅設置及び管理条例による市営住宅の管理に關す
る情報であって規則で定めるもの

を
「

尾道市営単市住宅設置及び管理条例による市営住宅の管理に關す
る情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
--------	----	--------	--------

1 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	住登外宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い引用条項を改めるため、及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき運用する標準準拠システムにおいて、住民登録のない者の宛名番号を管理し、他の事務との連携を確保するため、個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供について、所要の改正を行うための条例改正である。